

様式第1号（第5条関係）

学習用通信機器借受申請書

年 月 日

岩美町教育委員会教育長 様

岩美町立小中学校学習用通信機器貸出要綱第4条第1項に該当し、家庭学習のため学習用通信機器を借り受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、本書裏面の貸出物品の利用条件を承諾した上で、岩美町立小中学校学習用通信機器貸出要綱の規定を遵守します。

記

1 申請者（保護者）

住 所

氏 名

電話番号

注) 署名は本人が行ってください。

2 使用者（児童・生徒）

	氏名	在籍（予定）学校名	学年
児童 生徒		学校	年
		学校	年
		学校	年
		学校	年

3 借受を希望する期間

年 月 日から 年 月 日まで

注) 貸出期間は、原則、借受開始が属する年度末までとする。

## 貸出物品の利用条件

- 1 本申請により貸出物品を借り受けた者（以下「借受者」という。）は、その貸出を受けた時から貸出物品について保管管理などの義務を負うものとする。
- 2 貸出物品の利用にあたっては、借受者及び貸出物品を使用する児童生徒（以下「使用者」という。）は次に掲げる行為を遵守すること。
  - （1）貸出物品を、家庭学習以外の目的で使用しないこと。
  - （2）貸出物品の使用に係る I D、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと。
  - （3）貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
  - （4）貸出物品を、売却、廃棄、又は故意に破損しないこと。
  - （5）貸出物品を利用して、他者に対し損害や悪影響を与えないこと。
  - （6）各学校が別に定める規程等に反する行為を行わないこと。
- 3 借受者及び使用者は、学校から貸出物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 4 貸出物品の通信に係る経費及び充電に係る経費は、借受者の負担とする。
- 5 借受者は貸出物品を破損したとき又は貸出物品を紛失したときは、直ちに学校を通じて学習用通信機器破損・紛失届（様式第 6 号）を岩美町教育委員会（以下「町教委」という。）に提出しなければならない。
- 6 借受者は、貸出期間終了日までに、学習用通信機器返却届（様式第 7 号）を町教委へ提出し、貸出物品を返却しなければならない。なお、町教委は貸出期間中であっても、必要と認める場合は、借受者に貸出物品の返却を命じることができるものとする。
- 7 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 借受者は、貸出に係る情報を町教委と学校が共有することを承諾するものとする。
- 9 借受者は、貸出物品を破損又は紛失した場合は、貸出物品に係る実費を町教委に弁償する。ただし、町教委が認めた場合は、この限りではない。
- 10 借受者は、貸出対象者の要件である、学校に在籍、または家庭に W i - F i を利用したインターネット接続環境のない児童・生徒の保護者である条件を満たさなくなった場合は、学習用通信機器返却届（様式第 7 号）を町教委へ提出し、貸出物品を速やかに返却しなければならない。
- 11 その他、貸出物品の利用に際しては、町教委及び学校の指示に従うものとする。